

入札説明書

令和2年11月13日

この入札説明書は、秋田県立病院機構契約事務取扱規程（以下規程）及び本件入札に係る公告（以下「入札公告」という。）のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 担当等

(1) 住所及び担当名

秋田市千秋久保田町6番10号 郵便番号 010-0874
秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部総務管理課
電話番号 018-833-0115
FAX番号 018-833-2104

(2) 入札執行者

地方独立行政法人秋田県立病院機構理事長 鈴木 明文

2 入札に付する事項

(1) 件名

2021年外国雑誌Ovidパッケージ購読

(2) 規格・仕様等

別添仕様書による

(3) 履行期間

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

(4) 納入場所

秋田市千秋久保田町6番10号
秋田県立循環器・脳脊髄センター

(5) 支払方法

秋田県立病院機構会計事務等取扱規程第14条により一括前払い

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県が発注する物品の買い入れ等の競争入札に参加する資格を有するか、過去3年間に当機構との間に複数回、本件と同種の取引実績を有すること。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等を次に

より提出しなければならない。

① 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書

イ 上記 3 (3) を証明する資料

② 提出方法

令和 2 年 1 1 月 1 3 日 (金) から令和 2 年 1 1 月 2 4 日 (火) まで。ただし、秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第 2 9 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を除く。

③ 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

④ 提出部数

1 部

(2) 期限までに (1) ①の資料を提出しない者又は審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和 2 年 1 1 月 2 6 日 (木) に郵便又は F A X で通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金) 午後 5 時までに、書面により 1 (1) の場所に到着させなければならない。質問書の様式は申請者が A 4 サイズで任意に作成する。

回答は令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月) までに書面で行う。

(5) 提出された資料は、返却しない。また、資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された資料は公表しない。また、無断で使用することはない。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等について質問がある者は、令和 2 年 1 1 月 2 4 日 (火) までに F A X で 1 (1) の場所に提出しなければならない。

(2) 質問書の様式は、申請者が A 4 サイズで任意に作成する。

(3) 回答については、質問した者に対して令和 2 年 1 1 月 2 5 日 (水) までに随時 F A X で行うほか、周知が必要な内容と判断されたものについては、入札説明書の交付を受けた他の者全員に対しても同日までに同回答書を F A X、またはメールにより配付する。

6 入札、開札の日時及び場所等

(1) 令和 2 年 1 2 月 3 日 (木) 午前 9 時 3 0 分

秋田県立循環器・脳脊髄センター 2 階第 1 会議室

ただし、郵便による入札については、令和 2 年 1 2 月 2 日 (水) 午後 5 時までに 1 (1) に掲げる場所に提出すること。

(2) 入札書の様式は、別添「入札書」様式を用いること。

(3) 入札書一式は封筒に入れ、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「2021年外国雑誌Ovidパッケージ購読」と記載のうえ、提出すること。

- (4) 郵送による場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、内封筒に6(3)の内容を記載し、入札執行者あての親展とし、配達証明付書留郵便にて6(1)ただし書きの提出期限までに到着させること。

7 入札金額

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が同席のもとに行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは不調とし、別途最低金額入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 開札に立ち会う場所に持参するもの
- ① 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)
 - ② 再度の入札に使用する印鑑(印影の変化する印鑑を除く。)
 - ③ 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)
- (6) 開札に出席しなかった者への結果通知については、令和2年12月7日(月)に郵便又はFAXで行う。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札(外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。)
- (9) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (10) (1)～(9)に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 落札者の決定方法

- (1) 品目ごとの最低価格落札方式とし、契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者はただちに別添「消費税算出表」を作成して1(1)まで提出すること。

11 契約書作成の要否
要

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第29条の規定に該当する場合は免除する。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (3) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県立循環器・脳脊髄センターから提供を受けた文書、図面、データ等（追加資料を含む）を第三者に漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進等を含む）に使用してはならない。

14 問い合わせ先

秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部 総務管理課
〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番10号
電話番号 018-833-0115
FAX番号 018-833-2104